

==== 公布された規則のあらまし ====

都市計画法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

都市計画法の一部が改正され、国又は都道府県等が行う開発行為について、開発許可を要することとされるときともに、当該開発許可の特例としての協議制度が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 都市計画法施行細則の一部改正

ア 都市計画区域内及び都市計画区域外において、国又は都道府県等が行う開発行為の協議手続について、協議書の様式及びこれに添付すべき図書を定める。

イ 市街化調整区域における開発許可を受けた土地以外の土地における建築物の建築等の許可について、申請書に添付すべき図書を定めるとともに、国又は都道府県等が行う当該建築等の協議手続について、協議書の様式及びこれに添付すべき図書を定める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア (1)ア及びイに掲げる協議の事務処理権限の区分を定める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。